

## 情報共有システム活用（試行）の対象拡大

- 情報共有システム試行の対象工事を設計2千万円以上から全工事へ拡大します  
なお、対象工事については、特記仕様書へ記載します。

### 現行

情報共有システム活用工事試行要領

#### （対象工事）

第4条 建設局発注工事のうち「土木工事標準積算基準書」の諸経費体系により積算を行った工事で、設計金額が20,000千円以上の工事を対象とする。

### 改定後

情報共有システム活用工事試行要領

#### （対象工事）

第4条 建設局発注工事のうち「土木工事標準積算基準書」の諸経費体系により積算を行った工事を対象とする。

対象拡大

※但し、建設局発注工事とは、建築部発注工事及び単価契約工事、降灰除去工事を除く。

※引き続き、対象外の工事のほか、業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

※対象工事において受注者は着手に当たり、受発注者協議により実施の有無を決定します。

### 特記仕様書への記載

#### 第60条（情報共有システムの活用）

- 1 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- 2 試行に当たっては、情報共有システム活用工事試行要領に基づき行うものとする。
- 3 試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。

対象工事である旨特記仕様書へ明記する。

#### 第61条（概算数量発注試行工事）

- 1 本工事は、概算数量発注試行工事である。
- 2 試行に当たっては、概算数量発注試行工事实施要領（令和4年2月9日）に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- 4 本工事の工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日を付与している。
- 5 本工事に関して疑義が生じた場合は、受注者に工事打合簿により監督員と協議すること。

#### 第62条（架空線への防護措置費用について）

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は契約変更の対象となることから、速やかに監督職員と協議すること。